

地域内分権の確立に向けた考え方について

上田市では、平成 18 年 3 月の市町村合併以降、「合併に対する住民の不安を払拭する体制づくり」、「住民の自治意識の高揚や市民協働の体制づくり」、「地域のまとまりを大切にしながら上田市全体の発展を目指す「分権型自治」実現の体制づくり」を進めるため、地域で活動する自治会や各種団体、地域住民が一体となって地域課題の解決や地域の個性・特性を生かしたまちづくりに主体的に取り組み、市がその取組を積極的に支援する「地域内分権」の確立に向けた仕組みづくりに取り組んでいます。

1 地域内分権とは

地域の個性や特性を生かした住民が主役のまちづくり

上田市が進めている地域内分権とは、本庁権限の一部を住民により近い地域自治センターへ移し、地域の実情に見合った行政サービスを提供する行政内の取組とともに、一定の区域内で住民がまちづくり組織（住民自治組織）をつくり、行政と連携・協力して地域課題の解決や地域活性化に主体的に取り組む住民自治の仕組みを構築することで、地域の個性や特性が生かされたまちづくりを市民協働で推進するものです。

具体的には次のようなことを考えています。

(1) 住民が一定の裁量をもって決定できる住民自治の仕組みづくり

行政（市）が持っている権限（事業の計画、決定、実行、予算執行）の一部を地域の裁量に委ねます。

(2) 住民の主体的な取組を促進する仕組みづくり

単一自治会の枠を超えた一定のまとまりの区域（地域協議会、地区自治連、小学校通学区等）を単位として、地域でできることを住民が主体となって行い、行政がその取組を人的、財政的に支援する仕組みづくりを目指します。

(3) 市が行うべきものは市が実施

社会資本整備や全市民を対象とした事業など、行政でなければできない（すべき）事業等はこれまでどおり行政が行います。

2 地域内分権を進める理由

(1) 合併に対する住民不安の払拭

平成 18 年の市町村合併に際し、住民の皆さんから「それぞれの地域で築き上げられた個性」が新生上田市の中で埋没してしまったり、中心部と周辺部との地域間格差が生じるのではないかと懸念する声がありました。こうした不安を払拭するため、住民の声が行政に届く仕組みや、地域で一定の裁量を持って決定できる仕組みの構築によって住民主体のまちづくりを目指す「地域内分権」を市町村合併の基本方針（合併協定書及び新市建設計画等）に位置付けて推進しています。

なお、平成 23 年 4 月施行の上田市自治基本条例では、「地域内分権による地域の自治の推進」を自治の基本理念の一つに掲げています。

(2) 国の地方分権改革への対応

国では、住民に身近な行政はできる限り地方自治体が担い、その自主性が発揮されることを目指して、国が持つ権限や財源を地方自治体に移すことなどにより「地方分権改革」を進めています。

人口減少社会の進展とともに、この地方分権改革の流れに沿って、魅力あるまちづくりを進めていくためには、市町村間の広域連携をはじめ、地域で活動する各種団体間など様々な連携体制を構築することで地域力を一層強化していく必要があります。

(3) 複雑・多様化する住民ニーズ等への対応

住民の価値観やライフスタイルの多様化等により、行政に対するニーズが複雑・多様化している現代において、公正かつ市内一律的な行政サービスと限られた財源の中で、住民ニーズにきめ細かく、的確に応えることが難しくなっています。

3 地域内分権の推進による効果

(1) 住民自らによる身近な地域の活性化

住民が自ら決定し、取り組むことができる環境を整えることで、住民が主体となったまちづくりが行われ、地域がより活性化すると考えられます。

(2) 地域の実情に応じたきめ細かなまちづくりの推進

用途が限定されない（住民の意思で使える）交付金を制度化することにより、それぞれの地域の課題やニーズ、特性、実情等に合ったまちづくり、きめ細かな事業をより早く進めることができると考えられます。

(3) 地域に対する愛着心の高まり

住民がまちづくりに直接かかわることによって、地域に対する意識や愛着心が高まり、地域の活性化、ひいては上田市全体の活性化を図ることにつながります。

4 自治会や各種団体が連携した新たな仕組み（住民自治組織）をつくる理由

（1）自治会の現状と将来的な課題への対応

ア 多様な自治会の形態

世帯数、加入率、高齢化率などの状況は自治会によって様々です。

イ 将来的な活動や運営に対する懸念

- ・ 少子高齢化や人口の減少等の社会情勢の変化により、将来的に、自治会をはじめ各種団体等の活動や組織の継続・維持が困難になることが予想されます。
- ・ 人間関係の希薄化により、自治会加入率の低下や自治会役員の担い手不足が更に進むことが懸念されます。

上田市の人口の推移と将来推計

	H18	H22	H26	H27	H37	H47	H52	H26比
人口（人）	161,520	159,597	157,157	154,569	142,516	128,382	120,927	23%
14歳以下（%）	14.3	13.7	13.1	13.0	11.1	10.2	10.2	22%
65歳以上（%）	23.8	26.2	27.8	29.9	33.6	36.9	39.5	+42%

国立社会保障・人口問題研究所 H25.3（外国人を除く・ は10月1日現在の住民基本台帳に基づく実数）

（2）広域（地区自治連等のまとまり）で取り組むことによるメリット

ア 多様な人材と知恵による地域課題の解決

様々な団体（住民）が広い範囲（複数の自治会）から参加することにより、多様な人材と知恵、アイデアが結集され、防災や福祉対策など地域で共通な課題を地域全体で解決していくことが可能となります。

イ 地域力の向上

他の自治会の成功事例や悩みを地域全体で共有し、相互に連携・協力を図ることにより、地域力を一層向上させることができます。

ウ 交付金の効果的な活用

市からの財政的支援として想定する交付金を地域で共通の課題解決のためにより効果的に活用することができます。

地域内分権の推進は、自治会が住民にとって最も身近な住民自治の組織として存続することを基本に据え考えるものです。

5 地域内分権の確立に向けた工程

上田市では、平成18年の新市発足以降、地域内分権の確立に向けて、4つのステージを設定し、住民の皆さんの自主的・自立的な取組を推進するため、各種施策を段階的に進めています。

(1) 第1ステージ

平成18年度 地域自治センター及び地域協議会の設置
(地域のまちづくりの拠点整備及び住民の多様な意見やニーズを施策に反映)



(2) 第2ステージ

平成19～20年度 わがまち魅力アップ応援事業の創設など
(住民の皆さんの主体的な取組を財政面から支援する地域予算の整備など)



(3) 第3ステージ

平成21～23年度 自治基本条例の制定など
(自治を進める上での上田市の基本原則、市民・市議会・市の役割を明確化等)



(4) 第4ステージ(最終ステージ) 平成24～32年度

- ア 住民自治組織の設立促進
(自治会や各種団体等が連携・協力した自主的、自立的なまちづくり組織)
 - イ 地域担当職員の配置
(住民の取組を支援し、市とのパイプ役を担う市職員)
 - ウ 地域予算の確立
(用途を地域の判断で決定していただく交付金制度)
- } 市の支援体制



地域内分権の確立
地域の個性や特性が活かされ 地域力が発揮されるまちづくり

「地域経営会議」に関する基本的事項について

自治会や各種団体等が連携・協力して地域の身近なまちづくりを主体的に進める「新たな住民自治の仕組み」の構築を見据えて、まずは地域住民と市との話し合いの場となる「地域経営会議」を地域において設立いただきたいと考えています。

また、地域経営会議の組織構成や取組等については、地域の特性や実情に応じて御検討いただきたいと考えています。

1 地域経営会議とは

地域経営会議は、地域協議会（公民館）の設置範囲の中で、住民と市が一堂に会し、地域の課題解決や将来的な住民自治のあり方（組織づくりや地域まちづくり計画等）などについて話し合う任意の組織です。

2 設立の目的

地域内分権の最終的な姿は、単一の自治会を超えた地域的なつながりのある一定の範囲（地域協議会や地区自治会連合会、小学校通学区域など）の中で、地域で活動している自治会や各種団体等の皆さんが集まり、地域の課題解決策や地域振興策などについて自ら決定し、地域の特長を生かしながら自主的・自立的に取り組む、まさに住民主体による住民自治を目指しています。

こうした取組に多くの住民の皆さんが参加、参画し、地域の実情に見合った活動を展開することで、より住民満足度が高まり、質の高いまちづくりが行われるものと考えています。市も住民の皆さんの取組を積極的に支援します。

住民の皆さんがまちづくりの主役となる「新たな住民自治の仕組み」は一朝一夕にできるものではなく、一つ一つ段階を踏んで地域における機運の醸成を図りながら着実に進めていく必要があります。

このため、まずは第一段階として、地域協議会の設置区域において、地域住民の代表者（自治会役員・地域協議会委員・各種団体役員等）が集まり、市の職員とともに地域の自治のあり方等を考える場となる「地域経営会議」を地域において設立いただくものです。

3 設立範囲

原則として第一次上田市総合計画と一体となっている「地域まちづくり方針」が策定されている地域協議会の設置区域とします。

ただし、地域の歴史や風土等により地域協議会の単位では取り組むことが難しい場合は、地区自治会連合会単位や小学校区単位など地域の一定のまとまりの範囲で「部会」を設置して、部会ごとに取り組むものとします。この場合でも地域協議会単位で部会の活動に対して一定の情報交換は行っていただきたいと考えています。

4 組織構成

(1) 構成員例

- ア 地域協議会委員
- イ 自治会役員（自治会長や地区自治連代表者など）
- ウ 地域で活動する団体の役員
- エ 地域住民（公募、推薦等）

地域経営会議設立後は、新たな団体等に参加を求めるなど必要に応じて組織構成を見直すものとします。

地域経営会議の運営については、市（地域自治センター等）が事務局となり、資料作成や情報提供などを行います。必要に応じて関係部局も加わります。

(2) 構成人数等

会議を円滑に進めるため、20人～30人程度が相応しいと考えますが、人数は一律に定めませんので、地域の皆さんで決めていただきます。また、女性の参画も考慮して選考をお願いします。

(3) 役員

役員は次のとおりとし、構成団体等の互選により選出することとします。

- ・ 正副代表者
- ・ 部会（分科会）が設置された場合は部会（分科会）代表者
- ・ その他必要な職

(4) 役員等の任期

役員及び委員の任期は原則として複数年とし、再任は妨げません。

5 取組内容（役割）

（１）地域内の取組や課題の情報共有

まずはお互いの情報を交換します。それぞれの団体等が取り組んでいる内容や取り組む上での悩みや問題点などを出し合い、それぞれの団体等の現状を知るとともに、必要に応じて各種団体等が相互に連携・協力することを確認し合います。

（例）

地域協議会...現在の研究事項、過去の提言事項の報告等

自治会（地区自治連）...現在の取組事項や地域の課題等の報告、わがまち魅力アップ応援事業実施報告等

市民団体...現在の取組事項や団体の課題等の報告、わがまち魅力アップ応援事業実施報告等

市...地域での施策状況や助成事業など各種情報提供等

（２）地域の課題解決等の検討

（１）などで出された地域のさまざまな課題の解決方策について、地域経営会議の場で話し合い、各団体等の取組につなげます。

（３）住民参加と広報活動

地域経営会議の取組を住民の皆さんに知っていただくことにより、多くの皆さんがまちづくりに参加しやすい体制をつくるのが大切です。

このため、広報紙やインターネット等を活用して活動状況を住民の皆さんに定期的に周知し、理解と協力を求めます。また、住民の皆さんに地域の課題把握や課題解決策の提案等を募るためアンケート調査を行い、多くの住民の皆さんがまちづくりに参加しやすい環境をつくりまします。

（４）将来的な住民自治の仕組みづくり（住民自治組織の設立）の検討

「地域経営会議」は将来的には住民の皆さんで構成する「住民自治組織」へと発展していく初期段階のものであります。

「地域経営会議」による取組が展開されていく中で、将来のまちづくりを見据え、自治会や各種団体が連携・協力して自らの判断と責任でまちづくりを進めることができる「新たな住民自治の仕組み（住民自治組織の設立）」のあり方について検討します。

具体的には、「住民自治組織」の設立に向けて、活動区域、組織名称、組織構成、運営方法、規約等について検討します。

(5) 地域まちづくり計画案の検討

住民の皆さんの主体的なまちづくりを計画的に進めるため、具体的な実施内容、実施主体、事業費などを盛り込んだ「地域まちづくり計画案」を検討します。

この計画は、地域の皆さんが主体的に取り組むことができる範囲のものとしします。例えば、地域ぐるみの「防災対策」や「地域環境整備」、また、「イベント開催」等の地域活性化事業の実施などが考えられます。

多くの事業を計画されても結構ですし、住民の皆さんが多く参加できるよう、1つか2つ程度の事業に絞って事業を計画されても結構です。

この計画案を基に自治会や各種団体等で構成する「住民自治組織」において最終的に決定します。

6 運営経費

地域まちづくり計画案の検討や地域内分権に関する地域住民への周知など地域経営会議の運営に係る経費は市が負担する予定です。

7 事務局

市の地域協議会担当課所が事務局を担当します。

8 地域経営会議の名称

地域における組織の名称は「地域経営会議」に限らず、「地域まちづくり会議」など住民が分かりやすく、親しみのある名称としても差し支えありません。

9 規約案 (あくまでも一例を示すものです)

地域経営会議 規約(例)

(名称)

第1条 本会の名称は、 地域経営会議(以下、「地域経営会議」という)という。

(目的)

第2条 地域経営会議は、次条の区域において住民及び構成団体相互の連携体制を構築することにより、地域課題の自主的な解決や、地域の特性を生かした自立的なまちづくりの実現につなげることを目的とする。

(区域)

第3条 地域経営会議の区域は、 地域協議会の対象地区(地区、 地区、 地区)とする。(又は「別表1」に掲げる区域とする。)

2 前条の目的達成のため、区域内に前項の各地区を単位とする部会を設ける。

(活動)

第4条 本会は第2条の目的のために行う活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 構成団体相互の交流及び取組に対する情報共有
- (2) 地域の課題把握及び課題解決や地域振興のための方策の検討
- (3) 地域まちづくり計画案の検討
- (4) 将来的な住民自治組織設立に向けた研究・検討
- (5) 住民への啓発
- (6) その他地域経営会議の運営のために必要な活動

(会の構成)

第5条 地域経営会議は、次に掲げる団体の代表者等で構成する(又は別表として別掲)。

- 自治会
- 地域協議会
- まちづくり団体
- 教育団体
- その他地域住民

(役員)

第6条 地域経営会議に次の役員を置く。

(役員の日職や人数については、地域の実情や必要に応じて定めてください)

- (1) 会長

- (2) 副会長
- (3) 監事
- (4) 部会長

2 必要に応じて、本会に相談役または顧問を置くことができる。

(役員の任務)

第 7 条 会議の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会議を代表し、会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 監事は、会計監査を行う。
- (4) 部会長は、担当する部会の運営にあたる。

(会議)

第 8 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、委員の 4 分の 1 以上から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 地域経営会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、地域経営会議に諮った上で公開しないことができる。

(地域経営会議の会議は、地域内の課題解決方策や将来的な住民自治の仕組みなど重要な事項を決定するものですが、本当に重要なのは、会議にかけるそれぞれの事項について十分に議論することです。このための部会(分科会)についても、地域の実情にあった形で設置を検討してください。)

(任期)

第 9 条 委員の任期は、住民自治組織が設立されるまで(又は、 年とし、再任することができる)とする。

(事務局)

第 10 条 この会の事務局は、上田市(地域自治センター)に置く。

(補則)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

10 新たな住民自治の仕組みづくり（住民自治組織）について

（1）新たな住民自治組織とは

地域協議会や地区自治会連合会、小学校通学区域など地域コミュニティの一定のまとまりの範囲で、自治会や各種市民活動団体等が連携・協力し合い、単一の自治会や団体では解決できない地域の身近な課題の解決や、地域の個性や特性を生かしたまちづくりを自らの判断と責任の下で取り組む組織（仕組み）です。

（2）住民自治組織で行う事業等（例）…具体的な取組事例は14ページに記載

住民自治組織では次のような取組を想定しています。

ア 単一自治会の枠を超えた地域課題の解決や地域振興に資する事業

現在取り組んでいる事業（祭りやイベント等）の拡充を含む。

イ 単一の自治会や団体が実施する事業で、地域まちづくり計画に搭載する事業

現在取り組んでいる事業（わがまち魅力アップ応援事業等）を含む。

ウ 各自治会で行っている業務のうち、広域的に行うことにより効率的に進めることが可能な業務

市配布物の仕分け、市交付金や補助金の申請、市が委嘱する委員等の推薦など

エ 市が行っている業務のうち、住民が主体となって行うことにより効率的に進めることが可能な業務

地域で行うことができる簡易な土木や土地改良工事 等

（3）「住民自治組織」への市の関わり

市では住民の皆さんの自主的・主体的な運営に対して次のような支援を行います。

ア 地域担当職員の配置

住民自治組織の運営や活動の支援など地域の皆様の主体的な取組に対するきめ細かな相談や情報提供を行うほか、市とのパイプ役として他部局への仲介や調整など地域と行政を密接につなげる役割を担う「地域担当職員」を地域自治センター等に配置します。

イ 財政支援

市では住民自治組織に対して用途を地域で決定していただく「（仮称）地域づくり交付金」の導入を検討しています。

この交付金は住民自治組織で取り組む事業の財源の一つとして御活用いただきたいと考えています。

詳細については今後検討していきますが、当面、わがまち魅力アップ応援事業など既存の助成事業での支援を行います。

地域内分権確立に向けたフロー

地域内分権に関する意見交換会（住民勉強会）の開催



地域協議会及び地区自治会連合会等で地域経営会議の設立についての検討



地域で活動する団体や住民への参加の呼びかけ



規約、活動方針等の検討（参加団体及び市）



「地域経営会議」 設立



地域経営会議の運営（活動）

住民との情報共有

- ・地域内分権に関する情報の周知
- ・地域課題等に関するアンケート調査等の実施

地域課題の解決方策の検討

将来的な地域自治の仕組みづくり
（住民自治組織設立）の検討

地域まちづくり計画案の検討

など



「住民自治組織」 設立
～地域による自主的・自立的な運営～



地域内分権の確立
～地域の個性や特性が生かされ 地域力が発揮されるまちづくり～

地域まちづくり組織のイメージ

(地域経営会議から住民自治組織へ)

地域協議会、地区自治連、小学校通学区など

住民自治組織「(例)

地域まちづくり委員会」

地区自治連単位など一定の範囲で各団体が連携・協力して地域課題の解決や地域特性を活かしたまちづくりを主体的に実施

- ・自治会や各種団体等で構成(市は活動を「地域担当職員」や「交付金」等で支援)
- ・自主的・自立的な運営(地域で考え、地域で決定)
- ・地域まちづくり計画の策定・実践

で段階を踏ん

地域協議会管内

地域経営会議

((例) 地域まちづくり会議)

まずは設立!

附属機関

地域協議会

[行政]
事務局

上田市
(地域自治センター等)

連携

[自治会]
地域内の全自治会

[分野別組織]
(例)

- ・地区振興会
- ・PTA、子育て団体
- ・地区社協
- ・分館

地域経営会議の役割

- ・地域内の取組や課題の情報共有
- ・地域の課題解決等の検討
- ・住民参加と広報活動
- ・将来的な住民自治の仕組みづくり(住民自治組織設立)の検討
- ・地域まちづくり計画案の検討

完成形

検討・準備段階

住民自治組織での取組例

各自治会が連携した自主防災・防犯活動

- ・ 地域防災訓練の実施
- ・ 地域防災マップの作成、各戸配布
- ・ 災害時住民支え合いマップの作成
- ・ 災害時安否確認マニュアルの作成
- ・ 防災資器材、倉庫等の整備
- ・ 防犯灯や街路灯の増設、照度補強、LED化
- ・ 防犯カメラの設置
- ・ 小学校登下校時の安全パトロール

中心市街地活性化や地域の活性化を図るためのイベント開催

市道や農林道、通学路の小修繕

遊歩道・散策道の整備

休憩場所、ベンチ等の整備

アレチウリ・ササ等の一斉駆除や、広域的な河川清掃などの環境整備

身近な里山や水辺の保全活動（イベント、マップ作成、看板設置等）

ホタル水路、ピオトープ等の整備

ポイ捨て禁止啓発看板の設置

地区内での循環バスの運行

空き家の調査及び空き家情報の発信

耕作放棄地の農地活用（市民農園、こどもふれあい農園等）

地場産野菜等住民による生産物の販売、フリーマーケットの開催

各自治会が連携した健康づくり（健康講座、認知症サポーター養成講座の開催など）

独居高齢者等を対象とした買い物やごみ出し、家事等の支え合い事業

独居高齢者等を対象とした通院送迎事業

高齢者配食サービス

地域の歴史や自然の再発見と伝承（講演会の開催、冊子の編集・発行等）

広報紙発行による地域住民への情報提供、情報共有

市の事務的な依頼事項の共同処理

- ・ 市の各種照会や調査の回答
- ・ コミュニティ活動等交付金や防犯灯新設などの補助金交付申請
- ・ 防犯指導員や民生・児童委員など市が依頼する各種委員の選出 など